[事案 2019-300] 契約解除無効請求

・令和2年10月19日 裁定打切り

<事案の概要>

告知書は自分が作成したものではないとして、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

く申立人の主張>

原因不明の傷病により日常生活の一部に介助が必要になったため、平成30年3月に契約した組立保険にもとづき、就業不能給付金等を請求したところ、告知義務違反があったことを理由として、契約を解除された。しかし、以下の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1) 平成28年11月に事故に遭い、腰椎椎間板ヘルニアで痛み止めの薬を内服していること、 通院治療中であることを口頭で説明し、ジェスチャーで下肢に痛みがあることも説明した。
- (2)募集人は告知書を隠ぺいし、無断で告知書を作成した。自分は告知書に署名していない。
- (3)保険会社から告知書の控えを受領した際、内容が間違っていることに気付き、募集人に対し電話で、自分は身体障害者 5 級であり、機能障害があることを説明した。募集人は、後日、そのまま何もしなくてよいと回答した。
- (4)募集人の質問に対して口頭で回答しており、それ以上の説明を求められていないし、告知書も示されていないのであるから、告知義務違反はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に告知の重要性を説明した上で、携帯端末を渡して、申立人自身に告知 内容を入力してもらった。その際、申立人は、腰椎椎間板へルニアによる通院以外の告知 をしなかった。また、ジェスチャーで下肢の痛みについて説明を受けた記憶はない。
- (2)告知書は、申立人が入力をして、署名したものである。
- (3)募集人は、申立人から告知相違や障害者手帳5級の所持につき連絡を受けた記憶はない。
- (4)告知内容は、申立人しか知り得ない内容であるところ、募集人は、口頭で言われた内容を、 改めて申立人に携帯端末へ入力してもらっている。申立内容を裏付ける事実は確認できず、 申立人には告知義務違反がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握する ため、申立人および募集人らに対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、誰が本契約の告知書を作成したかについては、それぞれの陳述が対立しており、提出された証拠からは認定することができず、この点を明らかにするためには、厳格な証拠調べ手続によることが必要不可欠であるが、当審査会には、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続は設けられていないことから、本件の事実認定を行うことは制度上不可能であると判断し、裁定手続を打ち切ることとした。